

令和7年6月11日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会
(公印省略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

平素より本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記に関する周知依頼がございました。

本件は、令和7年4月15日に労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布され、同6月1日から施行されることを周知するものです。

改正省令では、事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき体制整備と関係作業員への周知や、事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき措置の実施手順の作成と関係作業員への周知が求められています。

改正により新設される労働安全衛生規則第612条の2は、労働安全衛生法（以下、「安衛法」という）第22条に基づくものであることから、事業者が熱中症対策を怠った場合は、安衛法第119条の規定により、6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金に処されることになっています。また、省令改正に伴い、令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」（令和3年5月12日付け日医発第130号〔健I38〕）も改正され、「2 作業関連」に「(6) 連絡体制の整備」が追記されるなどしております。

なお、令和7年5月9日付け日医発第273号「職場における熱中症対策の解説動画（産業医向け）の制作について」でご案内しております通り、日医では産業医向けに職場における熱中症対策の解説動画も作成しており、熱中症の防止対策に活用いただきたいとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

◆労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunshyo/data3/kenko1/2025ken1_367.pdf

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字です。
(半角入力)

<事務局>
大阪府医師会 地域医療課（澤野）
TEL：06-6763-7012